

小黑恵子童謡記念館貸付事業

募集要項



令和8年 10 月
川崎市市民文化局

目 次

1	募集の目的	3
2	貸付対象施設の概要	3
3	貸付期間	3
4	募集開始から業務開始までのスケジュール	3
5	応募資格・条件	4
(1)	応募資格	4
(2)	応募条件	4
6	運営の条件	5
(1)	童謡記念館としての運営	5
(2)	市民利用施設としての運営	5
(3)	地域及び市との連携	5
(4)	施設の維持管理	5
(5)	展示物及び資料の取扱	5
(6)	施設運営にあたっての各施設の利用条件	5
7	運営に係る収入・経費等	6
(1)	収入	6
(2)	経費	6
(3)	補助金の対象経費	7
(4)	補助金の決定	7
(5)	補助金の精算	7
8	申請手続	8
(1)	申請予定者向け現地見学・説明会の開催	8
(2)	質問事項	8
(3)	参加意向申出書の提出	8
(4)	参加資格要件の確認通知	8
(5)	申請書類の提出	9
9	申請に必要な書類	9
(1)	申請書類	9
(2)	留意事項	10
10	運営事業者の選定	10
(1)	選定方法	10
(2)	審査基準	10
(3)	選定手続	11
(4)	失格事由	11
(5)	審査結果	11
(6)	事業予定者	12
11	基本協定の締結	12
12	事業評価	12

1 3	業務の引継ぎに関する事	1 2
1 4	キャッシュレス決済に関する事	1 2
1 5	業務の委託（業務の一括委託の禁止及び市内中小企業者への優先発注）	1 2
1 6	情報公開・個人情報保護	1 3
1 7	情報セキュリティに関する事	1 3
1 8	S N S等の活用に関する事	1 3
1 9	備品等の管理	1 3
2 0	市と事業者のリスク分担に関する事	1 3
2 1	物価変動リスク等について	1 5
2 2	バリアフリー対応	1 5
2 3	環境への配慮	1 5
2 4	危機管理体制の整備と対応	1 5
2 5	市政への協力について	1 6
2 6	関係法令等の遵守	1 6
2 7	提出場所・お問い合わせ先	1 6

1 募集の目的

川崎市出身の詩人・童謡作家であり、高津区諏訪で小黑恵子童謡記念館（以下「童謡記念館」という。）を開設して、童謡文化の普及啓発に取り組んでこられた小黑恵子氏が平成26年4月1日に逝去されました。小黑恵子氏は、童謡記念館の土地や建物、展示資料などの財産を川崎市に遺贈するとの遺言を遺されました。市ではこれらの遺贈をお受けして、童謡記念館をこれまでの姿をできるだけ残し、建物や展示品について、童謡文化の普及啓発と地域の憩い、交流の場とすることを目的として、平成29年4月から市民の皆様に公開しています。

また、平成29年度から令和3年度までを第1期、令和4年度から令和8年度までを第2期として、民間事業者への貸付による管理運営を実施してきました。

これまでの取組を継承しながら、引き続き童謡文化の普及啓発及び地域の憩いと交流の場としての活用を一層促進するため、第3期にあたる令和9年4月1日から令和14年3月31日までを期間とする貸付事業を実施し、童謡記念館の管理運営に関する業務を行う事業者を募集します。

2 貸付対象施設の概要

貸付対象施設は、市が所有する童謡記念館の土地、建物及び付随する設備及び物品などです。これらを活用した事業運営を希望する事業者に貸し付けるものとします。

- (1) 名 称：小黑恵子童謡記念館
- (2) 位 置：川崎市高津区諏訪3丁目13番8号
- (3) 構造・規模：木造2階建一部鉄筋コンクリート造
- (4) 敷地面積：1,799.11㎡
- (5) 延べ床面積：394.24㎡
- (6) 開 設：平成3（1991）年7月（平成26年4月～平成29年3月まで再開館準備のため休館）

3 貸付期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間

4 募集開始から業務開始までのスケジュール

令和8年10月5日（月）募集の告示・募集要項等の配布

令和8年10月9日（金）現地見学・説明会の参加申込

令和8年10月16日（金）現地説明会、設計図面等の閲覧

令和8年10月20日（火）～22日（木）午後5時まで 募集要項等に関する質問受付

令和8年10月26日（月）～11月2日（月）参加意向申出書の提出

令和8年10月30日（金）までに募集要項等に関する質問への回答

令和8年11月5日（木）参加資格要件の確認通知

令和8年11月9日（月）～11月11日（水） 申請書類の提出

令和8年11月下旬予定 企画提案評価委員会による審査※プレゼンテーション

令和8年12月予定 事業予定者決定

令和9年4月1日（木） 基本協定及び土地建物貸付契約締結、業務開始

5 応募資格・条件

（1）応募資格

次のすべての条件を満たす法人その他の団体が応募することができます。また、同一団体による複数の応募は出来ません。

複数の団体が共同事業体を結成又は特別目的会社等の設立を予定して、グループで応募することができます。グループで応募する場合は、その構成員全員が応募資格を要するものとします。

ア 川崎市内に本社又は事業所を有する法人

イ 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者、又は破産者で復権を得ている者。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により市における一般競争入札の参加を制限されていない者。

エ 川崎市から指名停止処分を受けていない者。

オ 団体又はその代表者が地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者。

キ 団体又はその代表者が本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理制度における暴力団排除に関する合意書」において排除措置の対象者とされていない者

※ 排除措置の対象となる場合

- ・法人等の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）が含まれている場合
- ・法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
- ・法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
- ・法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
- ・法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合

ク コンプライアンスに関する規定（行動指針や推進体制等、コンプライアンスに関する基本事項を定めたもの）を有している者

（2）応募条件

応募条件は、次のとおりです。

ア 共同事業体で応募する場合は、代表する法人その他の団体を定めていただきます。

イ 単独で応募した法人その他の団体は、他の共同事業体応募の構成員になることはできません。

ウ 複数の共同事業体において、同時に構成員になることはできません。

エ 応募書類受付期間終了後の共同事業体の構成団体の変更は認めません。

6 運営の条件

童謡記念館の運営にあたっては、「童謡文化体験の場」と「地域の憩い、交流の場」の2つをコンセプトとし、運営の条件を次のとおりとします。

(1) 童謡記念館としての運営

展示や事業により小黒恵子氏の功績を伝えるとともに、童謡全般の普及を図ること。なお、別途、市が制作した小黒恵子氏の人物像や功績等をまとめた展示パネルやピアノ、小黒恵子氏が作詞した童謡を活用することとします。さらに、市からの委託により、小黒恵子童謡歌集CDを童謡記念館内で販売するものとします。

(2) 市民利用施設としての運営

貸館事業や館内で行う文化事業等により、地域住民の文化芸術活動に資する運営を図ることとします。なお、障がい者、高齢者、小さな子どもや子ども連れの方などが参加できるプログラムを実施するものとします。

(3) 地域及び市との連携

地域住民、文化団体、学校等及び市と連携しながら童謡記念館の運営にあたることとします。また、「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」に向け、「地域包括ケアシステム」に資する取組に努めるとともに、「これからのコミュニティ政策の基本的考え方」に基づき、地域における多様なつながりを育む居場所づくりに努めるものとします。

(4) 施設の維持管理

貸付期間中は、貸付施設全体について良好な状態を保つように、施設及び施設設備の保守点検並びに施設修繕、清掃、庭園樹木の管理、廃棄物処理などの維持管理を市と連携しながら適切に行うこととします。

(5) 展示物及び資料の取扱

童謡記念館に設置・保管している資料、備品、美術品、機材等（以下「資料等」という。）は市の所有物であり、事業者は、善良な管理者の注意義務をもって保管及び必要に応じて修復を行うものとします。市は、必要に応じて資料等の保管状態を調査することができるものとします。

(6) 施設運営にあたっての各施設の利用条件

施設名	用途・条件等
本館 1 階	展示及びミニホール機能として活用。貸館としての活用も可
本館 2 階	小黒恵子氏及び童謡文化についての展示スペースとして活用
旧居宅台所	事務室

旧居宅居間	資料展示、事業、貸館など事業者の提案による活用可 (ミニキッチン附設)
旧居宅和室	資料展示、事業、貸館など事業者の提案による活用可
旧事務室	事業、貸館など事業者の提案による活用可 (ガスキッチン附設。本館と独立した管理が可能)
庭園	事業者の提案による活用可

※ 留意事項

令和9年3月31日以前において、令和9年4月1日以降の、既に利用申込のあった貸館利用や実施が決定している事業については、原則として現在の運営事業者から引き継ぎ、次期事業者の責任において業務を実施する必要があります。その場合、利用金額を含めた条件は3月31日までと同様とします。

7 運営に係る収入・経費等

(1) 収入

事業者は、童謡記念館の運営を通じた収入として、次のものが想定されます。

ただし7(3)のとおり、収入のうち、貸館料、入場料及び童謡普及関連事業の参加料の収入については、貸付事業に係る補助金から差し引きます。

ア 貸館料

近隣文化施設を参考に市との協議により、事業者が貸館料金を設定して利用者に施設を貸し出し、それに伴う貸館料を収納することができます。

イ 入場料

童謡記念館への入場料は無料を想定していますが、近隣文化施設を参考に市との協議により、事業者が料金を設定し、収納することができます。

ウ 参加料

施設内で実施する童謡普及関連事業及び童謡普及関連事業以外のイベント等への参加料等を収納することができます。

エ 物品販売収入

施設内に販売スペースを設置し、その売上を収納することができます。

(2) 経費

童謡記念館の管理運営等において、次の経費が想定されます。

ア 土地及び建物の貸付料

童謡記念館の土地及び建物の貸付料(市の基準に基づいて算出)

イ 施設管理費

人件費、光熱水費、通信費、施設修繕費、機械警備費、保守点検費、樹木管理費、清掃費、廃棄物処理費等

なお、施設修繕費とは、日常的な補修・修繕工事(破損や故障等に迅速に対応して施設・設備の現状機能を保持する工事)、施設・設備等の保守点検時における修繕工事、施設の維持向上に必要不可欠な改修工事の経費であり、修繕にあたっては、

1 件につき 1 0 0 万円未満（消費税等を含む。）とし、その都度、市と協議するものとします（大規模な修繕は、市が実施します）。樹木管理費は、庭園樹木の全体的な管理とし、樹木の状況に応じて伐採、強剪定、剪定等の管理を行うものとし、伐採、強剪定を行う場合は市と協議するものとします。

ウ 童謡普及関連事業費

童謡普及啓発や小黒恵子氏の功績を伝えるための事業費、童謡記念館に関する広報費等。

エ 童謡普及関連事業以外の事業費

事業者が独自に企画・実施できますが、当該事業費は補助金の対象外です。

（３）補助金の対象経費

前号「ア 土地及び建物の貸付料」については全額を補助します。

前号「イ 施設管理費」については、収支計画等に基づき、支出額の合計額から、貸館料（貸館の目的や対象に関わらず、すべての貸館料を含みます。）及び入場料の収入を差し引いた差額を予算の範囲内で補助します。なお、修繕費について、事業者の責に帰すべき理由がある場合の修繕は、補助金の対象外となります。

前号「ウ 童謡普及関連事業費」については、収支計画等に基づき、支出額の合計額から、童謡普及関連事業の参加料の収入を差し引いた差額を予算の範囲内で補助します。

なお、「ア 土地及び建物の貸付料」、「イ 施設管理費」及び「ウ 童謡普及関連事業費」の間の補助金の流用はできません。

（４）補助金の決定

交付する補助金額については、川崎市議会定例会における本事業に係る議決を得た予算の範囲内で、年度ごとに収支計画及び事業計画等を審査して決定されます。

前号「イ 施設管理費」及び「ウ 童謡普及関連事業費」に係る補助金上限額は、次のとおり予定しています。

なお、原則として増額は行いませんので、事業計画及び収支計画立案の際は注意してください。

年度	施設管理費	童謡普及関連事業費	合計
令和 9 年度	11,774 千円	3,064 千円	14,838 千円
令和 1 0 年度	10,264 千円	3,188 千円	13,452 千円
令和 1 1 年度	10,837 千円	3,318 千円	14,155 千円
令和 1 2 年度	11,438 千円	3,453 千円	14,891 千円
令和 1 3 年度	12,067 千円	3,595 千円	15,662 千円

（５）補助金の精算

補助金は、概算で交付し、当該年度終了後、精算の算定の根拠となる資料を速やかに提出していただきます。当該資料及び実績報告等を精査した上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付

すべき補助金の額を確定し、精算となります。

なお、管理運営業務を事業計画書どおりに実施する中で、経営努力により、当初の計画を上回る収入が得られた場合の剰余金は、原則として精算による返還を求めません。逆に、収入が減少した場合でも、補助金による補填は行いません。ただし、原材料費の高騰や災害等による大規模な損害等予測不能で、赤字の原因が事業者にない場合は、市長と補助金の交付を受けた者が協議の上、別の算定方法により、補助金の額を確定できるものとします。

8 申請手続

(1) 申請予定者向け現地見学・説明会の開催

本貸付事業募集への申請予定者に対して、次のとおり説明会を開催します。申請予定者はできる限り参加してください。

ア 開催日

令和8年10月16日（金）

イ 会場

小黒恵子童謡記念館

ウ 参加申込

説明会に参加希望の団体は、令和8年10月9日（金）午後5時までに、電子メール（25bunka@city.kawasaki.jp）に「現地見学・説明会参加申込書（様式9）」を添付の上申し込みください。時間は申込書を受付後、後日指定します。

電子メール送信の際には、件名を「貸付事業現地見学・説明会申込」とし、開封確認等で着信を確認してください。

当日、会場で募集要項等の資料は配布しませんので、市公式ホームページから資料を印刷の上、持参してください。

(2) 質問事項

質問がある場合には、令和8年10月20日（火）から10月22日（木）午後5時までに、質問書（様式10）を電子メールで送付してください。電話、来訪による質問は受け付けません。

電子メール送信の際には、件名を「貸付事業質問事項」とし、開封確認等で着信を確認してください。

質問に対する回答は、令和8年10月30日（金）までに質問者に電子メールで送付するとともに、内容を市公式ホームページに掲載します。

(3) 参加意向申出書の提出

本貸付事業募集へ応募する参加者は、令和8年10月26日（月）から11月2日（月）午後5時まで、参加意向申出書（様式1）を電子メールで提出してください。

電子メール送信の際には、件名を「貸付事業参加意向申出書」とし、開封確認等で着信を確認してください。

(4) 参加資格要件の確認通知

- ア 参加者からの参加意向申出書受理後、郵送で1週間以内に通知します(様式2)。
- イ 参加資格なしとの通知を受けた者は、書面によりその理由に対する説明を求めることができます。ただし、その期間は通知を受け取った日から7日以内とします。

(5) 申請書類の提出

本貸付事業に申請しようとする団体は、令和8年11月9日(月)から11月11日(水)午後5時までに、次に掲げる書類を電子メールで提出してください(Word、Excel、PDF形式のいずれかでの提出をお願いします)。

電子メール送信の際には、件名を「貸付事業申請書類」とし、開封確認等で着信を確認してください。

なお、書面による提出を希望する場合は、事前に「27 お問合わせ先」宛てに電話で日時を予約の上、申請書類を正1部、副7部(副は複写可)の計8部、持参してください。また、全ての書類は、A4判(両面印刷可)で作成し、2ページ以上になるものについては、ページ番号を振った上、フラットファイル(A4)綴じにして、インデックスを貼付するものとします。また、申請書類のうち、様式類に関しては、電子データを併せて提出してください。申請書類に不備がある場合は、受け付けません。

9 申請に必要な書類

(1) 申請書類

ア 貸付予定期間に属する令和9年度から令和13年度までの小黒恵子童謡記念館の運営に係る事業計画書(様式任意。ただし、事業計画書の構成は、10(2)の「事業者選定基準」を踏まえて作成してください。)

イ 貸付予定期間に属する令和9年度から令和13年度までの小黒恵子童謡記念館の運営に係る収支予算書及び経費見積書(様式3)

ウ 団体概要

次の書類を添付して提出してください。

- (ア) 法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- (イ) 令和6年度及び令和7年度における法人等の事業実績書
- (ウ) 令和6年度及び令和7年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- (エ) 令和5年度、令和6年度及び令和7年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書、収支計算書又は活動計算書
- (オ) 役員名簿及び履歴書
- (カ) 共同事業体にあつては、共同事業体協定書兼委任状及び共同事業体連絡先一覧(様式4)
- (キ) 共同事業体にあつては、基本合意書(損失の負担配分割合・利益の配分割合等のわかるもの)
- (ク) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (ケ) 現に行っている業務の概要を記載した書類

(コ) 過去2年間の各年度末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）等の人員表（法人以外の団体にあっては、これらに相当する人員表）

(サ) 過去2年間の法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の納税証明書（申請の日が属する事業年度に設立された法人等にあっては不要）

エ 宣誓書（様式5）

オ 暴力団排除条例に基づく排除措置連絡体制等に関する合意書に基づく個人情報の外部提供同意書（様式6）

カ コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書（様式7）

キ コンプライアンスに関する規定（行動指針や推進体制等、コンプライアンスの取組に関する基本事項を定めたもの）（様式8）

ク 類似施設の運営実績を記載した書類（様式任意）

(2) 留意事項

ア 申請書類の提出をもって募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差替えは原則として認められません。ただし、市から書類の不足、不備の補完、内容不明点の回答のほか、必要に応じ追加資料の提出を求められる場合は、この限りではありません。

ウ 提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は、必要な場合には、応募書類等の内容が無償で利用できるものとします。

エ 申請書類に虚偽の記載をした場合は、失格とします。

オ 申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。なお、申請書類は川崎市情報公開条例（平成13年条例第1号）の対象となります。また、選定された法人等の提案内容は市が公表できるものとします。

カ 申請に関して必要となる費用は申請者の負担とします。

キ 申請書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（様式11）を提出してください。

ク 申請団体の審査を行う上で、団体の構成員の運営する施設に対して、管理運営状況の調査、ヒアリング及び現地視察等を行う場合があります。

ケ 貸付事業予定者の審査に係る「企画提案評価委員会」の委員に対して、本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められたときは、失格となる場合があります。

10 運営事業者の選定

(1) 選定方法

「小黒恵子童謡記念館貸付事業企画提案評価委員会」が審査基準に基づき審査を行い、市長がその審査結果を参考に運営事業者を選定します。

(2) 審査基準

審査基準は、次のとおりです。

貸付事業者審査基準	配点
(1) 施設の管理運営内容について	
ア 施設の管理運営方針や手法、利用方法等の考え方	10
イ 職員体制、危機管理、安全・衛生管理	10
ウ 事業計画、利用促進策、ボランティア等の活用	30
エ 他の事業者や地域、市民、学校、川崎市等との連携への考え方	30
オ 小黒恵子氏及び童謡の普及啓発についての考え方	30
カ 自主事業についての考え方	10
(2) 事業経営計画と管理経費縮減等への取組について	
ア 事業者の収支計画や見込の妥当性、利用料金等の設定の考え方	20
イ 管理経費や維持コスト等の縮減に対する考え方	20
(3) 申請者自身についての評価	
ア 事業や施設等の管理を安定して行う能力への評価	10
イ 事業者の経営方針、経営状況、同種事業の運営実績、専門性の有無等	10
(4) 申請者の取り組みに関する事項	
ア コンプライアンス（法令遵守）、個人情報保護への認識や具体的な取組について	10
イ 市内中小企業者への優先発注、市内事業者活用への考え方	10
合計	200

(3) 選定手続

ア 資格審査

申請資格について審査します。

イ 書類審査

申請書類等の内容について審査します。

ウ プレゼンテーション

令和8年11月下旬（予定）に、応募提出書類に基づき事業提案説明を行っていただきます（日程が決定次第、日時・場所を指定します。）。

(4) 失格事由

次の事由に該当する場合は失格となります。

ア 申込書類が提出期間内に提出されない場合

イ 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合

ウ プレゼンテーションに欠席した場合

エ 「5 応募資格」に定める要件を満たさなくなった場合

オ その他、本募集要項に定める手続、方法等を遵守しない場合

(5) 審査結果

選定結果については、令和8年12月以降に書面をもって通知します。

選定結果（応募法人の名称、審査結果等）については、市公式ホームページで公表

します。(ただし、川崎市情報公開条例に基づき、一部非公開となる場合があります。)

(6) 事業予定者

ア 選考の結果、第1順位の事業予定者が理由なく基本協定の締結等の調整に応じない場合は、市は調整を打ち切ることとし、第1順位の事業予定者に通知を行うとともに、第2順位の者と調整に入ります。

イ 第1順位の者が次のいずれかに該当し、事業予定者としての資格を取り消されたときは、第2順位の者を事業予定者とし、基本協定の締結等に向けた協議を行います。

(ア) 事業者指定することが不相当だと認められる事情が生じたとき。

(イ) 協定の締結に向けた協議が整わないと認められるとき。

1 1 基本協定の締結

事業予定者に決定した者は、運営について本市と基本協定を締結するものとします。

1 2 事業評価

事業者は、各年度の事業計画の達成状況を自ら確認するとともに、事業運営の具体的な問題点を把握し、改善に結びつけるため、適切に業務記録を作成し、年度ごとに分析・自己評価（セルフモニタリング）を実施するものとします。

事業者は評価結果を活用して改善又は更なるサービスの向上を図っていくため、評価が低い項目については、その要因分析の結果に基づいて、市と協議を行い、対応策を次年度の事業計画に反映させるものとします。

なお、事業評価及び改善に向けた取組にもかかわらず、不具合が解消されない又は改善の見込みがない場合には、補助金の減額等の措置を講ずることがあります。

1 3 業務の引継ぎに関すること

(1) 事業予定者は、貸付期間の開始（令和9年4月1日）から円滑に事業が実施できるよう、事業者が自らの責任と費用負担において、市による事業者予定者決定後、速やかに事業運営の準備を開始してください。

(2) 設備・備品、帳簿等に関する業務の引継ぎについて、現事業者から次期事業者へ確実に引継ぎを行ってください。現事業者の貸付期間の末日までに、文書及び実務担当者による現場説明を十分行うものとし、資料作成、説明等引継ぎに必要な経費は、現事業者及び次期事業者がそれぞれ負担することとします。

1 4 キャッシュレス決済に関すること

施設の利用料金について、利用者の利便性向上のため、キャッシュレス決済の利用を可能とすること。

1 5 業務の委託（業務の一括委託の禁止及び市内中小企業者への優先発注）

事業者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができますが、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。また、業務を委託等する場合には、市内業者の育成及び市内経済の活性化を図るため、市内業者を優先して活用するよう努めるものとします。なお、工事の発注、物品および役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 13 年 3 月 21 日規則第 7 号）第 5 条第 2 項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は 2 者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行う必要があります。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りではありません。

（１） 1 件の金額が 1,000,000 円を超えるとき。

（２） その他市長が必要と認めるとき。

1 6 情報公開・個人情報保護

事業者が管理業務を通じて取得した個人情報については適切な維持管理を行うとともに、必要な保護措置（協定に基づく個人情報管理責任者及び必要な規定を定めるなど）を講ずるようにしてください。

なお、管理業務に従事している者又は従事していた者が個人情報の保護に関する法律第 176 条又は第 180 条の規定に違反した場合には罰則が科されることになります。

1 7 情報セキュリティに関すること

業務に当たっては、本市情報セキュリティ基準等を遵守してください。なお、事業者が管理業務の遂行に当たり知り得た秘密を外部に漏らし、又は当該業務以外の目的で使用しないものとしてください。貸付期間終了後も、同様とします。また、市は必要に応じ、事業者が実施する情報セキュリティ対策について確認を行うことがあります。

1 8 SNS 等の活用に関すること

SNS 等を運用する際には、本市ガイドラインを参照し、アカウント運用ルール及びアカウント運用ポリシーを定めるとともに遵守し、アカウント運用ポリシーについては公開することとします。

また、SNS 等を運用する際、個人端末からの発信は原則禁止とします。

1 9 備品等の管理

市が事業者へ貸与する物品については、川崎市物品会計規則（昭和 39 年川崎市規則第 32 号）第 6 条及び第 11 条の規定に基づき適切に管理する必要があります。

2 0 市と事業者のリスク分担に関すること

市と事業者のリスク分担は、下記別表「小黒恵子童謡記念館リスク分担表」のとおりとします。ただし、別表リスク分担表に定める事項で疑義がある場合又は定めのないリスク

が生じた場合は、市と事業者が協議の上、リスク分担を決定します。

項目	内容	負担者	
		市	事業者
サービスリスク	サービスの質の変動に関するリスク		○
利用者リスク	利用者数の変動に関するリスク		○
収入リスク	収入の変動に関するリスク		○
維持管理リスク	良好な施設状態の維持に関するリスク		○
施設所有者リスク	事業期間中に必要な改修等を実施することに関するリスク	○	
予算リスク	委託料等の予算確保に関するリスク	○	
不可抗力リスク	地震等の自然災害や新型インフルエンザ等の感染症の流行、暴動等の人為災害の発生のリスク	○	○
法令変更リスク	法令（税制を含む。）の変更に関するリスク	○	○
防災情報等によるキャンセルリスク	防災情報等を理由とした施設利用予約のキャンセル	○	
物価変動リスク	物価・金利等の変動に伴う経費や収入の増加又は減少		○
	予測不可能な物価・金利の変動により事業者の業務継続が困難となり、利用者へのサービスを中断せざるを得ない場合	協議事項	
資金調達	市から事業者への支払遅延によって生じた事由	○	
	事業者から業者への支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	事業者の故意または重大な過失によるもの		○
	施設及び設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（１００万円以下の小規模な修繕）		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（１００万円を超える修繕）	○	
	市が計画的に行う大規模な修繕・更新	○	
資料・展示品等の損傷	事業者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外の事由によるもの	協議事項	
第三者への賠償	事業者としての義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の事由により損害を与えた場合	協議事項	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
地域住民への対応	地域との協調		○
	業務内容に対する住民からの要望等		○

事業終了時の費用	貸付期間が終了した場合又は期間中途において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用及び引継ぎに関する費用		○
----------	---	--	---

2 1 物価変動リスク等について

このリスクは、水道光熱費・金利等の変動リスクを指しており、原則として事業者の負担とします。なお、提案内容は物価リスクを考慮した提案としてください。ただし、予測不可能な物価変動リスクにより事業者の業務継続が困難となり、利用者へのサービスを中断せざるを得ない状況が発生した場合、新たな事業者を選定するまでは、本市が事業者を監督し、業務を継続する義務があるため、その対応について協議を行うこととします。

なお、平成23年度に施行された特定契約制度に基づく、作業報酬下限額の変動は、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）により事業者が当然に遵守すべきものとして、その変動による経費の増減は事業者の負担とします。

2 2 バリアフリー対応

本施設の建築物及び設備においては、バリアフリー化を目指しています。施設の管理運営面においても、子ども連れの方、高齢者、障害のある方等にも身近に文化芸術に触れていただける機会を提供できるよう対応を図ってください。

2 3 環境への配慮

事業者は、次のような環境に配慮した管理業務の実施に努めていただきます。

- (1) 本市が推進する環境施策等に協力すること。
- (2) 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、また、廃棄にあたっては資源の有効活用や適正処理を図ること。
- (3) 電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の節減に向けた取組を推進すること。
特に、電気においては、今後、市域の更なる再エネ電力普及に向けて、再生可能エネルギー100%電力を利用すること。
- (4) 化学物質・感染性廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。

2 4 危機管理体制の整備と対応

(1) 安全管理に関すること

ア 事故防止のための環境整備（職員教育、施設点検・修繕等）を徹底し、安全管理に努めてください。また施設の管理を行う上で予見される様々な危機が発生した場合に備えて、組織としての緊急対応体制を明確にし、緊急時についてマニュアルをあらかじめ作成して対応を明確にし、従事者の指導に努めてください。

イ 利用者等の安全確保のためにやむを得ないと判断した場合は、施設の利用を制限、

あるいは通常の施設運営を中止し、市に報告してください。

ウ 万一、事故等が発生した場合は、負傷者の救護を最優先に、利用者等の安全確保に全力を挙げて対応するとともに速やかに事故報告書を市に提出してください。

(2) 災害時における市との連携に関すること

災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合には、本市の業務の継続性を確保するために本市が定める応急措置に関する計画を踏まえ、施設の適切な管理運営に努めるものとします。

(3) 帰宅困難者の一時滞在施設に関すること

小黒恵子童謡記念館は、令和9年度より川崎市の災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に指定されます。高津区役所の定める「帰宅困難者等一時滞在施設の開設・運営マニュアル」に基づいて作成された、当該施設のマニュアルに従い災害時に準備・対応を行うものとします。

2 5 市政への協力について

全市で政策的に取り組んでいる事案については、積極的に協力することとします。

2 6 関係法令等の遵守

施設運営にあたっては、次の関連する法令等を遵守することとします。

- (1) 地方自治法及び同法施行令
- (2) 個人情報の保護に関する法律
- (3) 川崎市情報公開条例
- (4) 行政手続法等
- (5) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (7) その他の関連法令

2 7 提出場所・お問合わせ先

川崎市市民文化局市民文化振興室

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 21階

電 話 044 -200 -2444 F A X 044 -200 -3248

メール 25bunka@city.kawasaki.jp